

共同不法行為の参考判決例

1. スチロピーズ事件 (大阪地判昭和36年5月4日)

申請人Xが、非申請人Y₁、Y₂に対し、特許権の直接侵害、共同侵害、間接侵害に基づく差止の仮処分申請をした事件

Y₁、Y₂は、Xの有する特許方法の一次工程の結果得られる中間物質に相当するスチロピーズなる商品を生産・販売しており、更に訴外の加工業者等は、Y₁、Y₂より購入したスチロピーズを用いて当該特許方法の残りの工程を実施、最終生成物である多孔性成形体を生産していた。

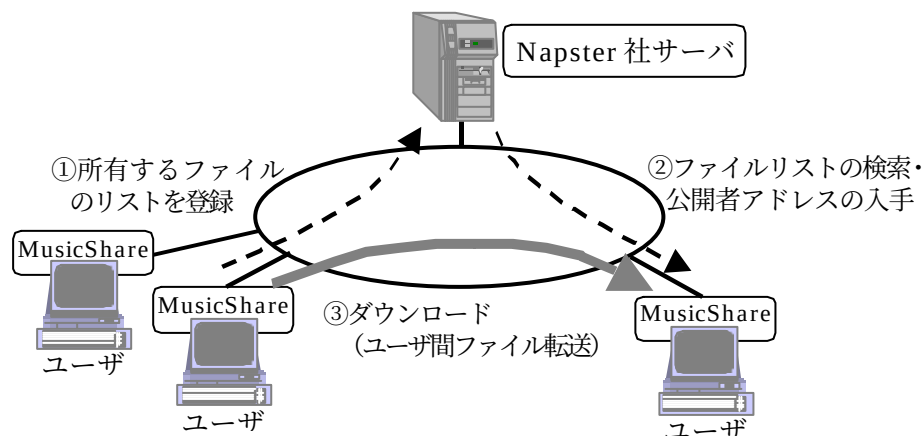
Y₁、Y₂によるスチロピーズの生産方法は、当該特許方法の一次工程とは異なるものであったため、結論としては、直接侵害、共同直接侵害、間接侵害のいずれも認められなかったが、発明の分担実施による特許権の共同侵害が成立する旨が判示されている。

「他人の特許方法の一部分の実施行為が他の者の実施行為とあいまって全体として他人の特許方法を実施する場合に該当するとき例えば一部の工程を他に請負わせ、これに自ら他の工程を加えて全工程を実施する場合、または、数人が工程の分担を定め結局共同して全工程を実施する場合には、前者は注文者が自ら全工程を実施するのと異ならず後者は数人が工程の全部を共同して実施するのと異なるのであるから、いずれも特許権の侵害行為を構成するといえるであろう」

2. ナップスター事件判決 (A&M Records v. Napster)

【Napster システム】

Napster 社は、MusicShare と呼ばれるファイル共有ソフトウェアを無償配布している。ユーザは MusicShare ソフトウェアを用いて、Napster 社のサーバにログインすることにより、MP3形式の音楽ファイルを他ユーザとの間で容易に交換可能となる。



各ユーザは、自分が公開しても良いと思うMP3ファイルの名称をNapster社のサーバに登録する。ユーザはNapster社サーバ上で、希望するMP3ファイルの登録の有無を検索し、希望ファイルを公開している他のユーザがいる場合には、そのユーザのパソコンから直接ダウンロードを行ってMP3ファイルを手に入れる。ファイルの転送は直接ユーザ間で行われるため、Napster社は、著作権付き音楽ファイルのコピーに直接は関与していない。

【Napster 訴訟】

米国レコード協会(RIAA)傘下のレコード会社、音楽出版社等が、Napster社は、著作権侵害の寄与侵害者(contributory infringer)及び代位侵害者(vicarious infringer)にあたるとして提訴し、Napster社のサービスを差し止める仮処分命令を求めた事件。

Napster社のサービスの全面的差止を認めた地裁判決に対し、控訴審判決では、Napster社による寄与侵害責任及び代位侵害責任を認めつつ、地裁の仮処分命令による差止の範囲が広すぎるとして、判決の一部を破棄し地裁に差し戻した。

【控訴審判決の争点】

<フェア・ユース>

Napsterユーザによる著作権侵害（直接侵害）については、試聴(sampling)やスペース・シフティング（他の場所における利用を可能にするための他メディアへの記録行為）等がフェア・ユースにあたるか否かが争われたが、フェアユースの適用は認められなかった。

<寄与侵害>

それが侵害となることを知りつつ他者の侵害行為を積極的に誘引し又は重大な寄与を行った者は、寄与侵害者としての責を負う。控訴審判決では、非侵害用途の認定等につき地裁の分析を一部不適當としつつも、Napster社が、原告の著作権を侵害することを知りつつユーザによる侵害行為を奨励、幫助したとする地裁の判断に誤りはないとして間接侵害を認めた。

<代位侵害（監督責任）>

代位侵害は、他者の侵害行為を支配する権限及び能力を有し、侵害行為による直接の経済的利益を有する者に対して成立する。控訴審判決では、Napster社が監視可能な範囲はファイル名のチェックに留まるとして地裁よりも限定的な立場がとられたが、そのようなファイル名のチェックによっても違法なMP3ファイルの監視は可能として代位侵害の成立が認められた。

<差止の範囲>

控訴審判決では、地裁の仮処分命令による差止の範囲が広すぎるとして、

差止の範囲を寄与侵害及び代位侵害が成立する範囲に修正すべき旨が示された。